

令和7年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり 事業支援業務仕様書

本仕様書は、富士山麓インバウンド観光高付加価値化推進協議会（以下「甲」という。）が発注する「令和7年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 委託業務名

令和7年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務

2 業務期間

契約締結日から令和8年2月20日まで

3 業務概要

乙は、以下の業務を行うものとする。

- (1) 推進体制強化に関する業務
- (2) マスタープランの改定及びマスタープランに係る成果目標測定に関する業務
- (3) 高付加価値旅行者に訴求するプロトタイプ観光商品の明確化に関する業務
- (4) 高付加価値旅行者に訴求するプロトタイプ観光商品の検証に関する業務
- (5) 甲との定期的な打ち合わせ
- (6) その他

・(1) から (5) のほか、本業務に関して、地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業事務局が定める業務を甲と調整のうえ実施すること。
(各種会議における事前資料作成・説明対応、事業実施にあたっての随時調整等)

4 業務内容

(1) 推進体制強化に関する業務

・協議会の全体運営を行うこと。

- ① 会議（協議会及び部会）を開催すること。また、会議日程は、あらかじめ甲に協議の上決定すること。
- ② 部会は、下記の5つのWGを運営すること。各部会の構成員は、第2回協議会開催までに甲において希望調査を実施し甲による調整のうえ決定する。第2回協議会以降に参加する団体の各部会への振り分けは、乙が甲に協議のうえ決定すること。

なお、各部会の運営にあたり、それぞれの部会において乙は運営事務局

の立場で、本事業の趣旨、域内事業者の要望、現地・オンライン会議における進行管理、部会構成員・専門家等との連絡調整等を行うこと。

部会の運営においては、協議会の構成員にとらわれることなく、高付加価値観光に繋がる事業者の意見を反映させること。

また部会ごとの業務計画を作成のうえ、効果的な運営にあたるものとし、業務計画に沿った進捗状況を随時報告すること。

- ・コンテンツ造成 WG : 高付加価値観光コンテンツの明確化や造成に関するワーキング

- ・海外セールス・プロモーション WG : 海外セールスやプロモーション等を通じて高付加価値観光コンテンツを検証するワーキング

- ・地域観光人材育成 WG : ガイド人材の育成に関する課題等を整理するワーキング

- ・宿泊環境高度化 WG : 高付加価値旅行者に訴求する宿泊施設について整理するワーキング

- ・アシ整備 WG : 高付加価値観光コンテンツと2次交通との接続等について整理するワーキング

③ 協議会は年3回程度、各部会はそれぞれ年5回程度を想定しているが、事業の進捗に応じて変更されることがある旨留意すること。

④ 協議会は原則オンライン開催とすること。また、部会は現地・オンライン併用開催とし、山梨県内または静岡県内の会場で実施すること。ただし、甲から変更の指示があった場合はそれに従うこと。

⑤ 協議会は、本仕様書に記載のある全ての事業について協議または報告を行う場とすること。部会は部会毎の業務計画に沿って協議を行う場とすること。

⑥ 乙は、部会の進捗状況について甲から報告を求められた場合は速やかに対応すること。

- ・地元ランドオペレーターの育成及び既に高付加価値旅行者の取り扱い実績のあるランドオペレーターとの連携計画を、10月までに策定すること。
- ・将来的なDMO（もしくはDMC）の設立検討にあたり、投資機能を持った推進組織のあり方も併せて検討を行い、他地域の優良事例を視察し、設立に関する調査を行うこと。また、視察には甲のメンバーも数名程度同行させること。
- ・営業体制の強化に向けて、海外における有力な高付加価値旅行者誘客人脈へのコネクション力不足に関する富士北麓地域の課題を整理し、他地域の優良事例の視察調査を行うこと。また、視察には甲のメンバーも数名程度同行させること。
- ・令和8年度の海外商談会（ILTMを想定）出展に向けて、候補となる商談先について調査すること。

- (2) マスタープランの改定及びマスタープランに係る成果目標測定に関する業務
- ・令和6年度に策定した『富士山麓エリア』における高付加価値なインバウンド観光地づくりマスタープラン」の取り組みによる高付加価値旅行者一人あたりの消費額について調査し、目標値(KGI)を設定すること。
 - ・また、KGIを達成するため、高付加価値富裕層の取り扱い事業者及び公的機関の公表データ等によりKPIを設定すること。
 - ・上記協議会及び部会の議論を踏まえて『富士山麓エリア』における高付加価値なインバウンド観光地づくりマスタープラン」の改定案を作成し、協議会に提案すること。
- (3) 高付加価値旅行者に訴求するプロトタイプ観光商品の明確化に関する業務
- [1] 高付加価値旅行者に関する知見を有する専門家(実際に高付加価値旅行層を取り扱うランドオペレーター等)複数名による高付加価値コンテンツの視察・整理・集約
- ① 専門家を招いた視察を実施し、マーケットイン目線を踏まえた観光コンテンツの拾い出し、整理・集約を7月までに行うこと。
 - ② 専門家の候補者及びその実績を企画提案に含め、事業者決定後に甲と協議のうえ決定すること。
- [2] 高付加価値コンテンツと2次交通との接続に関する調査
- ① [1]において集約した観光コンテンツと2次交通(私鉄、バス、タクシー等)との接続について現況を7月までに調査すること。
 - ② 上記の他、高付加価値旅行者が利用する可能性がある移動手段(ハイヤー、ヘリコプター、船舶などを想定)における接続可能性についても併せて調査し、富士山麓エリア内における移動手段との比較調査を行うこと。
- [3] 高付加価値旅行者に訴求するプロトタイプ観光商品等の作成
- ① 上記[1]、[2]を踏まえ、部会へのヒアリングを実施したうえで、高付加価値旅行者に訴求する、プロトタイプ観光商品を作成すること。
 - ② 高付加価値旅行者に訴求するプロトタイプ観光商品は各季節5商品以上、合計20商品以上を9月までに作成すること。
 - ③ 上記の高付加価値旅行者に訴求するプロトタイプ観光商品を活用しプロモーション素材、モデルコース及びツアータリフを作成すること。
 - ④ 後述の「(4) 高付加価値旅行者に訴求するプロトタイプ観光商品の検証に関する業務」に示すファミトリップを実施し、観光コンテンツの磨き上げを行うとともに観光商品の再構築を1月までに行うこと。

(4) 高付加価値旅行者に訴求するプロトタイプ観光商品の検証に関する業務

[1] 高付加価値層を取り扱う海外エージェント等へのアンケート調査

- ① ファムトリップ開催の参考とするため、高付加価値層を取り扱う海外エージェント等においてどのような顧客層を取り扱っているのか7月までに調査を行うこと。
- ② 対象海外エージェント等の候補を提案すること。なお、海外エージェント等は観光エージェントだけでなく高付加価値層を取り扱う事業者、メディアなどを提案すること。
- ③ 調査項目は事業者決定後に案を作成し、甲と協議すること。

[2] ファムトリップの開催

- ① 上記「(3) 高付加価値旅行者に訴求するプロトタイプ観光商品の明確化に関する業務」で作成した高付加価値旅行者に訴求するプロトタイプ観光商品を用いて、ファムトリップを開催すること。
- ② ファムトリップの回数については制限を設けないが、11月までに開催すること。ただし、季節限定等の理由によりこれ以外の期間に行うべきファムトリップについては、随時開催すること。
- ③ ファムトリップの内容については、事業者決定後に改めて案を作成し、甲と協議すること。なお、効果的な実施内容となるよう留意すること。
- ④ また、本事業のコンセプトである「圧倒的に差別化された富士山」が高付加価値旅行者に訴求するプロトタイプ観光商品に体现されているかについて、ファムトリップ実施の検証項目に含めること。

[3] ガイド人材育成に関する課題の整理及びワークショップの開催

- ① 富士山麓エリア内における観光コンテンツの魅力を高められる観光ガイドの人材育成に関する課題を整理し、令和8年度以降の人材育成計画を策定するために、関係事業者へのヒアリングを実施すること。
- ② 課題の整理を踏まえて解決案を6月までに作成するとともに、各WGの検討内容に沿った関係事業者を招いたワークショップを7月までに開催すること。
- ③ ワorkshop実施後、ファムトリップに向けた研修会を開催すること。
- ④ ワorkshop及び研修会の内容については、事業者決定後に改めて案を作成し、甲と協議すること。

[4] 高付加価値旅行者に訴求する宿に関する調査

- ① 他地域の優良事例を調査し、高付加価値旅行者に訴求する宿の条件や調査地域における宿の受入可能者数について8月までに整理すること。

②調査結果を踏まえ、高付加価値旅行者を受け入れるための富士山麓エリアにおける宿の受入可能者数について算定すること。

[5] ホテルコンシェルジュを招いた講演会の開催

- ① 高付加価値旅行者受入体制の意識向上やホテルコンシェルジュとの情報交換のため、富士山麓エリア内の宿泊事業者等を対象にホテルコンシェルジュを招いた講演会を年3回開催すること。
- ② 講演会の開催時期は7月、10月、12月とすること。
- ③ 講演会の会場は、富士山麓エリアとすること。
- ④ 講演会の内容は、事業者決定後に甲と協議のうえ決定すること。

(5) 甲との定期的な打ち合わせ

委託事業の進捗管理のため、2週間に1回を目安に甲とのオンラインミーティングを設定すること。

(6) その他

・(1) から (5) のほか、本業務に関して、地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業事務局が定める業務を甲と調整のうえ実施すること。

- ① 毎月第二木曜日14時からオンライン方式で行われる観光庁定例ミーティングに参加するとともに、事前資料作成・説明対応や調整を行うこと。
- ② その他、各種会議における事前資料作成・説明対応、事業実施にあたっての随時調整等を行うこと。

5 成果物について

本業務における成果物は以下のとおりとし、紙媒体及び電子データにて提出すること。なお、提出期限は本仕様書によるほか、甲と協議のうえ提出するものとする。

- (1) マスタープラン改訂版
- (2) 各種調査報告書
- (3) 観光商品、観光プロモーション素材、モデルコース及びツアータリフ（販売料金含む）
- (4) ファムトリップ実施報告書
- (5) ワークショップ実施報告書
- (6) 地元ランドオペレーターの育成及び既に高付加価値旅行者の取り扱い実績のあるランドオペレーターとの連携計画案
- (7) 事業実施報告書、経費精算書（証憑類含む）、その他事業経費に必要となる書

類

(8) その他、甲が必要と認める書類

6 委託業務実施体制

- ・ 委託業務の実施にあたっては、甲との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。
- ・ 乙は、やむを得ない場合を除き、委託業務実施体制を変更しないこと。

(1) 業務実施責任者

- ・ 乙は、本委託業務を指揮する業務実施責任者を配置することとし、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を甲に通知すること。
- ・ 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して委託業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- ・ 業務実施責任者は、甲との連絡を密に行い、委託業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ・ 業務実施責任者は、経費・委託業務内容等、甲から報告を求められた際は速やかに対応すること。

(2) 業務従事者

- ・ 業務従事者は、業務実施責任者とともに本委託業務を行うこと。
- ・ 業務従事者は3名以上とし、乙は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を甲に通知すること。

7 著作権等

- ・ 本委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については、甲に帰属する。
- ・ 受託事業者は、本業務による乙が制作した制作物に関し、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利を甲に無償で譲渡するものとする。
- ・ 成果物に第三者の著作権が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、受託事業者は必要な著作権処理を行うこと。
- ・ 乙は、受託業務により乙が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

8 留意事項

- ・ 委託業務の遂行に際し、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正または調整等を行う場合がある。

- ・委託業務の遂行に関しては、関係法令等を遵守すること。
- ・委託業務に関して知りえた業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- ・委託業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保たなければならない。

9 その他

- ・委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合には、企画提案に記載すること。
- ・部分払を希望する場合には、見積書の内訳にその旨を記載すること。
- ・本仕様書にない事項や本仕様書に疑義が生じた場合には、甲と乙とで協議し、決定するものとする。